

習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

平成26年9月1日～9月30日

パブリックコメント 版

 習志野市

平成26年 月

目 次

I はじめに

- 1 新型インフルエンザ等の発生と危機管理・・・・・・・・・・ 1
- 2 新型インフルエンザ対策の経緯・・・・・・・・・・ 2
- 3 行動計画の作成・・・・・・・・・・ 3

II 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・ 5
 - (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する・・・・・・・・ 5
 - (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする・・・・・・・・ 5
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 6
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 基本的人権の尊重・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 危機管理としての特措法の性格・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・・・ 10
 - (4) 記録の作成・保存・・・・・・・・・・ 10
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について・・・・・・・・ 12
 - (1) 新型インフルエンザ等の発生時の被害想定について・・・・・・・・ 12
 - (2) 新型インフルエンザ等の発生時の社会への影響について・・・・・・・・ 14

5	対策推進のための役割分担	15
(1)	国の役割	15
(2)	県の役割	15
(3)	市の役割	16
(4)	医療機関の役割	16
(5)	指定（地方）公共機関の役割	17
(6)	登録事業者の役割	17
(7)	一般の事業所の役割	17
(8)	市民の役割	17
6	行動計画の主要6項目	19
(1)	実施体制	19
(2)	情報収集・提供	23
(3)	予防・まん延防止	25
(4)	予防接種	26
(5)	医療	28
(6)	市民生活及び市民経済の安定の確保	29
7	発生段階	30

Ⅲ 新型インフルエンザ等発生の各段階における対策

1	未発生期	34
1-1	市が行う対策	34
1-2	市民が行うこと	37
1-3	関係団体・市民団体が行うこと	37
1-4	事業者が行うこと	38
1-5	医療関係団体・各医療機関等が行うこと	38

2	海外発生期	40
2-1	市が行う対策	40
2-2	市民が行うこと	42
2-3	関係団体・市民団体が行うこと	42
2-4	事業者が行うこと	42
2-5	医療関係団体・各医療機関等が行うこと	42
3	国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）	44
3-1	市が行う対策	44
3-2	市民が行うこと	48
3-3	関係団体・市民団体が行うこと	48
3-4	事業者が行うこと	49
3-5	医療関係団体・各医療機関等が行うこと	49
4	国内感染期（県内感染早期～県内感染期）	50
4-1	市が行う対策	50
4-2	市民が行うこと	55
4-3	関係団体・市民団体が行うこと	55
4-4	事業者が行うこと	56
4-5	医療関係団体・各医療機関等が行うこと	56
5	小康期	58
5-1	市が行う対策	58
5-2	市民が行うこと	60
5-3	関係団体・市民団体が行うこと	60
5-4	事業者が行うこと	60
5-5	医療関係団体・各医療機関等が行うこと	60
	【用語の説明】	61
	【用語の定義】	65